## 臨時福祉給付金(経済対策分)の 申請を受付けます

平成26年4月の消費税率の引上げ(5%→8%)による影響 を緩和するため、臨時福祉給付金が支給されます。今回は国の 経済対策の一環として、平成29年4月から平成31年9月までの 2年半分を一括して給付することとなりました。

【支給対象】平成28年度分の町民税(均等割)が課税されてい ない方

※平成28年1月1日現在で御宿町に住民登録されている方が 町での支給対象です。町民税(均等割)が課税されている方 やその被扶養者、基準日以前から生活保護制度の被保護 者となっている方等は対象となりません。

【支給額】対象者1人につき15,000円

【申請方法】必要書類をお持ちのうえ、役場保健福祉課(2階② 窓口)へお越しください。

【申請期間】2月15日(水)~5月16日(火)※十日祝日を除く 【申請に必要なもの】

印鑑、通帳の写し(\*1)、本人確認書類(\*2)、送付された通知 および申請書(\*3)

- (\*1)申請書記載の口座へのお振込みを希望する方は通帳は必 要ありません。
- (\*2)本人確認書類は申請する方全員必要です。また、種類によ り2種類以上必要な場合があります。
  - ・1種類で十分なもの:住民基本台帳カード(写真あり)、運転 免許証、パスポート等の写し
  - ・2種類必要なもの:健康保険証、年金手帳・年金証書、公的 機関からの通知等の写し
- (\*3)申請書は平成28年度分の町民税(均等割)が課税されて いない方へ「臨時福祉給付金(経済対策分)にかかる市町 村民税非課税者へのお知らせ」とともに送付します。
  - 給付対象とならない場合があります。
- ※休日申請受付を2月26日(日)9:00~12:00に実施します。 受付場所は役場2階保健福祉課です。
- ※各地区での出張申請受付は4月を予定しています。日程や 会場が決まり次第、お知らせ版及び町ホームページでお知 らせします。

【問い合わせ】保健福祉課 福祉介護班

TEL 68-4881/6716

# おんじゅく

# お知らせ版

発行日 平成29年2月10日 NO. 714

編集 御宿町企画財政課 TEL68-2512 http://www.town.onjuku.chiba.jp/ Twitter @KohoOnjuku

★Twitter アラートの配信を行っています★

## スペイン友好コンサート ソプラノの歌声とチェンバロで誘うスペイン音楽紀行 スペインの風景・絵画と共に

町公民館では、チェンバロ奏者の平井み帆さんとソプラノ 歌手の阿部早希子さんによるコンサートを開催します。入場は 無料です。お申込みのうえ、ご来場ください。

※チェンバロは、17~18世紀に活躍した、ピアノに良く似た鍵盤 楽器です。今回はスペインにまつわるチェンバロ音楽、そして お話や映像と共に、スペインを巡る旅をお楽しみいただきます。

【日時】3月12日(日) 13:30開場 14:00開演

【会場】町公民館 大ホール

【定員】250席(申込先着順)※申込開始は2月24日(金)

【主催】御宿町

【後援】スペイン大使館、御宿町国際交流協会

【申込・問い合わせ】町公民館 TEL 68-2947

## 消費者自立支援講座を開催

悪質商法や振り込め詐欺等に対する消費者自立支援講座を ※親族等から扶養されている方や未申告となっている方は 開催します。最近の事例を踏まえた講義です。お誘い合わせの うえぜひご参加ください。

【日時】3月1日(水) 13:30~15:00

【場所】町保健センター 健康診査室

【受講費】無料

【問い合わせ】産業観光課 商工観光班 TEL 68-2513

## 平成29年度 臨時職員の登録を受付けています

平成29年度に町臨時職員として働くことを希望される方は、 事前登録が必要です。年度ごとの登録となりますので、現在登録 がある方も再度登録が必要になります。

※登録された方すべてが採用されるものではありません。 ※登録された方の中から書類選考を実施する場合もあります。

【登録条件】希望する職種に必要な資格を有していること。 健康状態が良好であること。

【登録方法】「平成29年度臨時職員登録申込書」を役場総務課 行政班(4階③窓口)に提出してください。(郵送可) 申込書は総務課窓口で受け取れるほか、町ホーム ページからもダウンロードできます。

#### 【申込・問い合わせ】

〒299-5192 御宿町須賀1522 御宿町役場 総務課 行政班 TEL 68-2511 (受付時間 8:30~17:15 土日祝日を除く)

#### 介護予防普及啓発事業

## 「巡回型元気いきいき教室」を開催

町では介護予防の普及と啓発を目的とし、各区の集会所で 運動やレクリエーションを行う「巡回型元気いきいき教室」を実施 します。皆さんのご参加をお待ちしています。

※事前に申込みが必要です。

【**日時·場所**】2月14日(火)久保区民館 13:30~15:00 3月7日(火)須賀区民館 13:30~15:00

【対象】65歳以上の御宿町介護保険被保険者の方 (65歳未満の方も見学できます。)

【定員】20名程度(申込先着順)

【持ち物】タオル・飲料水(水分補給)・筆記用具 動きやすい服装でお越しください

【内容】簡単な体操・歌・レクリエーション・ゲーム等 【申込・問い合わせ】保健福祉課 福祉介護班 TEL 68-6716

## ひとり親家庭入学祝い金の 申込を受付けます

町社会福祉協議会では、ひとり親家庭の方で、お子さんが今 年の4月に小・中学校へ入学される方に対し、ひとり親家庭入学 祝い金を支給します。

該当される方は、3月3日(金)までに、各地区の民生委員児 童委員に申請してください。

【問い合わせ】町社会福祉協議会 TEL 68-6725

## 後期高齢者医療保険料の納期

第8期

後期高齢者医療保険料 (普通徴収) 2月28日(火)

※納期を守り、納め忘れのないようにお願いします。

金融機関での納付が困難な方は、訪問しますのでご相談ください。 【問い合わせ】保健福祉課 保健事業班 TEL 68-6717

## 住宅用火災警報器の設置、交換時期の確認を お願いします

火災は決して他人事ではなく、どこの家庭でも起こりうることで す。万が一の時でも、火災警報器があれば、いち早く火災を知 らせてくれます。

火災の発生を即座に知らせる住宅用火災警報器は、住宅火 災から生命を守るための切り札です。まだ設置していないご家 庭は、火災から大切な生命を守るために、住宅用火災警報器を 設置しましょう。

また、設置されている場合でもセンサーなどの寿命により交換 が必要となります。点検や電池交換の際に本体の交換時期を 確認し、計画的な交換をお願いします。

※住宅用火災警報器は、町内電気店などで販売しています。

#### 【問い合わせ】夷隅郡市広域市町村圏事務組合

消防本部予防課 TEL 80-0132 総務課 防災総合対策班 TEL 68-2511

#### 御宿町くらしの便利帳を発行します

御宿町では、「御宿町くらしの便利帳」を㈱サイネックスと官民 協働事業で発行します。この便利帳は、くらしに必要な行政情 報や生活、観光、歴史など地域に関する情報と広告による事業 者情報をあわせた総合地域情報誌です。

発行は平成29年5月の予定で、町内全世帯に加え、御宿町 に転入される方に配付します。

また、「御宿町くらしの便利帳」の発行にあたり、広告の申込 品種:南高梅 みを募集します。

今後、広告募集のため、㈱サイネックスの社員がお伺いするこ とがあります。ご理解とご協力をお願いします。

#### 【間い合わせ】

発行に関すること 総務課 行政班 TEL 68-2511 広告に関すること(㈱サイネックス千葉支店木更津営業所 TEL 0438-25-9080

## 春の全国火災予防運動

### 「消しましょう その火その時 その場所で」

3月1日(水)から3月7日(火)まで「春の全国火災予防運動」 が実施されます。

火災は、ちょっとした不注意から起こっています。特に焚き火 の拡大や、タバコからの出火事例が多く発生しています。火の 取り扱いには十分注意してください。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部では、火の用心7 つのポイントを作成し、火災予防を呼びかけています。

#### 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント -3つの習慣・4つの対策-

#### 【3つの習慣】

- 寝たばこは、絶対にやめましょう。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。

#### 【4つの対策】

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置しましょう。
- ・寝具や衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を 使用しましょう。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置しましょう。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体 制を作りましょう。

【問い合わせ】夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部 予防課 TEL 80-0132

### 梅の苗木を無償配布します

梅の栽培を希望される方を対象に、寄贈を受けた南高梅の苗 木を差し上げます。苗木をご希望の方は、役場産業観光課(4 階①窓口)へ直接又は電話にてお申込みください。なお、数に 限りがありますので、申込み多数の場合は配付本数を調整させ ていただきます。

#### 【植える際の注意】

植樹間隔:生育を考慮し3~4m間隔で植える。

結実方法: 実をつけさせるためには、他の品種で受粉させる必 要があります。

【申込締切】2月27日(月)

【配付予定日時】3月1日(水)※変更になる場合があります。

【配付予定場所】町公民館(詳細は個別に連絡します。)

【申込・問い合わせ】産業観光課 農林水産班 TEL 68-2513

# 地域で築こう! 薬物乱用を許さない社会環境づくり

千葉県における平成28年上半期の薬物事犯による検挙者 数は300人以上にのぼり、依然として後を絶たない状況です。

また、全国における大麻の検挙者数は平成21年をピークに 減少傾向にありましたが、平成26年に増加に転じ、平成27年 は5年ぶりに2,000人以上となりました。さらに、20歳代及び未 成年者の割合が大麻事犯の約半分を占めています。

ちょっとした好奇心で薬物に手を出すと、脳や神経が侵さ れ、二度と元の健康な身体を取り戻すことができなくなります。 薬物乱用は自分1人の問題ではなく、家族や社会全体に大き な迷惑をかけてしまいます。

住民一人ひとりが薬物の危険性を正しく理解し、地域が一体 となって薬物乱用を許さない社会環境をつくることが大切です。

## 【薬物の相談機関】

- 1. 県薬務課 TEL 043-223-2620 県精神保健福祉センター TEL 043-263-3893 夷隅健康福祉センター(保健所) TEL 0470-73-0145
- 2. 県警ヤング・テレホン TEL 0120-783-497
- 3. いすみ警察署 TEL 0470-62-0110

【問い合わせ】県薬務課 TEL 043-223-2620